

アフリカ諸国憲法の人権規定

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2014-03-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中原, 精一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/16544

アフリカ諸国憲法の人権規定

中原 精一

Human Rights Clauses of the Constitutions in Africa

Seiichi Nakahara

アフリカ諸国の憲法に関する研究の一環として、本年度は、中央アフリカおよび西アフリカにある旧フランス植民地であった諸国の憲法の人権保障条項について検討した。

これらの諸国としては、まず、中央アフリカに、コンゴ、ガボン、カメルーン、中央アフリカおよびチャドの5ヶ国、また、西アフリカにニジェール、マリ、コート・ジボワール、オート・ボルタ、ダホメー、トーゴ、ギニヤ、ガンビヤ、セネガルおよびモーリタニアの10ヶ国、あわせて15のくにぐにがある。

アルジェーのクーデターを契機に、仏領アフリカの各地に独立の波が押しよせたとき、フランスは「海外領土自治基本法」によってこれらの地域をフランス共同体内にとどめてその独立を認めようとした。1958年に政権をにぎったドゴール大統領は、これを推進した。しかし、セク・トーレを指導者とするギニヤは共同体にとどまることに反対して、最初から完全な独立国として発足した。これに刺戟されて、1960年には、他の諸国もこれにならって完全な独立国となった。

しかし、独立当初のこの歴史的背景は、これらの憲法にフランス第五共和国憲法（通称ドゴール憲法）の影響が強く反映する結果となっている。たとえば、形式面からみて、これらの憲法ではほとんどのものがフランス憲法と同様に人権に関する独立した章がなく、人権の若干の規定が、前文と第一章国家および主権条項におさめられている。独立した章をもっているのは、トーゴ（第2章 公共の自由と人間の基本）、セネガル（第2章 公共の自由と個人の自由）、ダホメ（第3章 市民の権利義務）の3ヶ国だけである。

だから、たとえばチャド憲法前文にある次のような宣言文は、フランス憲法前文と全く同じであり、他のほとんどの憲法も採用している。「チャドの人民は、1789年の人権宣言により、また1948年の人権宣言により定義づけられた、またこの憲法により保障される民主主義の諸原則についての愛執を厳粛に宣言する」。フランス憲法とちがって1948年の世界人権宣言が加えられているところがミソである。これらは、急進的

—場合によっては社会主義的ともいわれるギニヤの憲法も同じである。

内容的に、フランス憲法のように、平等権の保障、国民主権の前提として選挙権、投票の自由・秘密の保障、政党結社の自由、宗教の自由の保障などの程度を定めているものとしては、カメルーン、コート・ジボワール、マリ、モーリタニア（回教国なので宗教の自由には制限がある）、ニジェール、オート・ボルタがあり、その他の国の憲法は、このほかにいろいろの権利規定をおいている。

まず、平等権の保障については、いずれの国の憲法も例外なく規定している。たとえば「全ての国民は、法の前に平等である。男女は法律上平等である」（セネガル第7条）という簡単なものから、「全てトーゴ人は、性、門地、人種、言語、信仰または信念により差別されることなく、法律の前に平等である」（トーゴ第6条）まで、一般的に法の前の平等の保障を規定している。

自由権のうち、宗教の自由について、モーリタニアのように回教国は当然ながら制限がある。そのほかには、自由権についてとくに制限しているものはない。ただ、「人種的、倫理的または宗教的差別行為ならびに国家の内部的安全、国民的統合または国土の保全を脅かすあらゆる宗教家の宣伝は、法律により処罰される」（トーゴ第4条）、というような規定がいくつかの国にある。

人身上の自由権に関する規定は、きわめて少い。たとえば、無罪の推定（コンゴ第9条、ダホメ第10条）、逮捕の要件（コンゴ第8条、ダホメ第10条、ギニヤ第42条、トーゴ第7条）、拷問禁止（チャド前文、コンゴ第6条）、刑事法不遡及の原則（コンゴ第8条）、トーゴ第7条）、弁護権の保障（コンゴ第8条、セネガル第6条、トーゴ第7条）、強制労働の禁止（コンゴ第7条）などにすぎない。刑事手続とも関連して、一般的に住居の不可侵については、ほとんどの国が規定している。これらの憲法に人身上の自由権の規定とくに刑事手続の規定が少ないのは、フランス憲法を模倣したというだけでなく、これらの憲法の人権規定が、まだ、いわゆる権利章典（Bill of Rights）の性格が薄い証拠といえよう。というのは、歴史的にみて、刑事手続の保障が、結局は国家権力の圧制から思想の自由を実質的に守る性格をもっているからである。

特にアフリカ新興国として特筆するような人権規定というのは、みあたらない。それはこれらの憲法が前述したように、フランス憲法を模倣したフランス風憲法であることによるが、しいて特徴となるものをあげ

るとすれば、家庭生活および教育に関する権利条項が比較的詳しく規定されていることである。

たとえば「両親は、その子女を育成する生来の権利および義務を有する。両親は、国および公共団体によってこの任務の助成を受ける。啓蒙および道徳的理解力または肉体的に対する青少年の保護は、国家および公共団体の義務である」「いかなる子女も訓育および教育の権利を有する。国家および公共団体は、子女の教育を保障するためにあらかじめ条件および公共施設を創立しなければならない。公立学校および宗教ならびに私立学校は、青少年の教育のために、設置される。宗教施設および宗教団体は、また教育の根底として認められる。宗教および私立学校は、国家の認可と管理のもとでこれを開校することができる」（トーゴ第15, 16条）。

教育に強い関心をもつということは、次代を背負う人達の養成が急務とされる新興国として当然であろう。そして、この教育の普及と、教育をうける十分な権利の実質的な保障が、憲法の他の人権保障を具体的に実現させる大きな推進力となる。

独立後のこれらの諸国の初等教育の普及率はめざましいものがある。しかし、全体からみると、まだまだこれからである。50%以上の普及率をもつ国は、コンゴ(95%)、ガボン(82%)、カメルーン(70%)、中央アフリカ(50%)、ギニア(50%)の5ヶ国である。モーリタニア、ニジェール、オート・ボルタは10%台である。しかも、全体に高等教育となると、まったくエリートだけの独占で、これらのきわめて少数の人達がまた政治、経済を支配するというのが現状である。これらの人達は留学をし(主としてフランス)、西欧文化を吸収して、ヨーロッパ風エリートとして活躍をすることになる。

しかし、全体に教育の普及には熱心で、コート・ジボワールのように75年には100%の普及率を目標に努力している国もある。この教育の普及率は、おそらく、徐々にではあっても、アフリカの政治・経済・文化のあらゆる面を将来大きく変えていく原動力となるだろうし、憲法の保障する人権規定もまたそのときに、実質的な効果をもつようになるだろう。そして、単なる西欧文化の模倣でない——ここではフランス文化の模倣でない、独自の権利章典が登場するようになるだろう。

もっとも、教育の普及率の低さだけでなく現在のアフリカ諸国は、政情きわめて不安定である。今回対象としたくにぐにのなかにも建国当時の憲法を廃止したり、一時停止して軍政をしいている国も多い。憲法を

廃止した国は、中央アフリカ(66年1月)、コンゴ(68年)があり、クーデターはダホメ(67年7月)、マリ(68年7月)、トーゴ(67年7月)、オート・ボルタ(66年7月)となっている。このような政情不安もまた、これら諸国民の人権問題に暗い大きな影をなげかけている。たとえば、これは今回の対象国ではないが、ナイジェリアのいわゆるビアフラ戦争で多くの人が餓死したことは記憶に新しい事件である。

また、アフリカ諸国民の人権保障に欠くことのできない要素は、経済問題の解決である。最近では地下資源の開発とその国有化によって豊かになった国もあるが、まだまだ諸外国からの経済援助を必要とする国が多い。さらに民族と宗教の確執をとりぞくことも重要な課題である。このようにアフリカ諸国に課せられた問題は山積しており、今回研究の対象とした諸国にもほとんどあてはまる問題である。